

企画提案を特定するための基準

R 7 単価契約甲府河川国道不動産鑑定評価等（その1、その2）業務

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価 ウェート
1 地価公示標準地又は 地価調査標準地の評価 等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地 は、令和5年から令和7年（当該 年度）とし、地価調査標準地は、 令和4年から令和6年（当該年 度）とする。」	(1) 評価対象地域内における地価公示 標準地又は地価調査標準地の担当経 験	①当該年度を含み過去3か年以上継続 ②当該年度を含み過去3か年未満継続 ③過去3か年以内に担当経験がある ※担当経験がない場合は加点しない	①6 ②4 ③2
	(2) 評価対象地域内における地価公示 標準地又は地価調査標準地の分科会 の幹事経験	①当該年度を含み過去3か年以上継続 ②過去3か年以内に幹事経験がある ※分科会の幹事経験がない場合は加点しない	①4 ②2
2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和3年度以降公 示日までとする。」	(1) 評価対象地域内における公共用地 取得に係る以下の地域ごとの鑑定評 価の実績件数		9
	1) 住宅地域の鑑定評価の実績 件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
	2) 商業地域及び工業地域の鑑定 評価の実績件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
	3) 宅地見込地地域、農地地域、 林地地域及びその他地域の鑑 定評価の実績件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
	(2) 評価対象地域内における以下の地域 ごとの一般鑑定評価の実績件数		9
	1) 住宅地域の鑑定評価の実績 件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
	2) 商業地域及び工業地域の鑑定 評価の実績件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
	3) 宅地見込地地域、農地地 域、林地地域及びその他地 域の鑑定評価の実績件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
	3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に 係る土地評価実績（堤外民地・池沼・線下 地・保安林・産地・ゴルフ場などの取引事 例が稀少な評価、区分地上権・地役権など	①実績がある ※実績がない場合は加点しない ※評価対象地域及び期間は問わない	①4
	(4) 評価対象地域内における差押不動産、 公売不動産、国税（路線価調査）及び固定 資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件 数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	①3 ②2 ③1
3 業務実施方針	① 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について （詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		10
	② 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について		
	1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5
	2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5
	3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5
	③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について		
	1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間（処理期間が短い場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5
	2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針 （依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5

4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	④ 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について (鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	10
		※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	
		⑤ 鑑定評価能力向上のための取り組みについて (不動産の鑑定評価に関する法律第49条に規定する社団等が実施する研修について、令和3年度以降公示日までの受講単位が高い場合に評価)	10
		※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	⑥ 当該評価対象地域内の鑑定作業における現地調査の留意事項 (当該評価対象地域内の特性及び現地調査の留意事項が的確に記載されている場合に評価)	10
		※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	
		(1) 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)	5
		(「1段階目」「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	
		1段階目	2
		2段階目	3
		3段階目	4
		プラチナえるぼし	5
		行動計画	1
		(2) 次世代法に基づく認定(くるみん(新基準・旧基準)・プラチナくるみん認定企業) (「くるみん(H29.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改定する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(H29.4.1～R4.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(R4.4.1以降の基準)」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加点する。)	
		くるみん(H29.3.31までの基準)	2
		トライくるみん	3
		くるみん(H29.4.1～R4.3.31までの基準)	3
		くるみん(R4.4.1以降の基準)	4
		プラチナくるみん	5
		(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	4
		複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。(例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ、「くるみん(令和4年4月1日以降の基準)」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加点する。) ・内閣府男女共同参画局長の認定等を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	

企画競争方式における特定結果書

1. 業務名	R7単価契約甲府河川国道不動産鑑定評価等(その1、その2)業務
2. 所属(事務所)名	甲府河川国道事務所
3. 企画競争方式	企画競争入札方式
4. 企画提案書の提出要請日	令和7年3月4日
5. 公示日	令和7年2月20日
6. 特定通知日	令和7年3月27日

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
神奈川鑑定	○	
(株)鶴田不動産鑑定	○	
A社	×	企画提案書を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、2鑑定評価実績(1)評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数、2)商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数、3業務実施方針①評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について、②適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について1)取引事例の収集方法、収集件数、選定方法、補修性の考え方について、2)鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について、③鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について、1)一鑑定あたりに要する標準的な処理期間、4ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標、(1)女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業)、において他社が優位であると判断したため。
B社	×	企画提案書を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、3業務実施方針①評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について、②適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について1)取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方について、2)鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について、③鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について2)複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針、4ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標、(1)女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業)、において他社が優位であると判断したため。
D社	×	企画提案書を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、2鑑定評価実績(1)評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数1)住宅地域の鑑定評価の実績件数、2)商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数、3)宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数、(2)評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数1)住宅地域の鑑定評価の実績件数、3)宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数、(4)鑑定評価対象地内における差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数、において他社が優位であると判断したため。
E社	×	企画提案書を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、2鑑定評価実績(1)評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数1)住宅地域の鑑定評価の実績件数、2)商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数、3)宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数、(2)評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数1)住宅地域の鑑定評価の実績件数、3)宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数、(4)鑑定評価対象地内における差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数、3業務実施方針①評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について、⑥当該評価対象地域内の鑑定作業における現地調査の留意事項、において他社が優位であると判断したため。

企画競争評価表

1. 業務名

2. 所属(事務所)名

3. 企画競争方式

4. 企画提案書の提出期限日

5. 特定通知日
- R7単価契約甲府河川国道不動産鑑定評価等(その1、その2)業務

甲府河川国道事務所

令和 7年3月4日

令和 7年3月26日

評価項目	評 価 の 着 目 点		評価ウェート	(株)鶴田 不動産鑑 定							
	判 断 基 準			A社 配点	B社 配点	D社 配点	E社 配点	神奈川鑑 定			
不動産鑑定士の経験及び能力	1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地は、令和元4年から令和6年（当該年度）とし、地価調査基準地は、令和3年から令和5年（当該年度）とする。」	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の担当経験	① 当該年度を含み過去3か年以上継続 ② 当該年度を含み過去3か年未満継続 ③ 過去3か年以内に担当経験がある ※担当経験がない場合は加算しない	①6 ②4 ③2	10	6	6	6	0	0	0
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験	① 当該年度を含み過去3か年以上継続 ② 過去3か年以内に幹事経験がある ※分科会の幹事経験がない場合は加算しない	①4 ②2		4	0	0	0	0	0
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和2年度以降公示日までとする。」	(1) 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数			25	/	/	/	/	/	/
		1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加算しない	①3 ②2 ③1		2	3	2	0	0	3
		2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加算しない	①3 ②2 ③1		2	3	3	0	0	3
		3) 宅地見込地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加算しない	①3 ②2 ③1		3	3	3	0	0	3
		(2) 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数				/	/	/	/	/	/
		1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加算しない	①3 ②2 ③1		3	3	3	0	0	2
	業務実施方針	3 業務実施方針	① 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について（詳細かつ確かな把握・分析等がなされている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加算しない。	10	65	4	6	10	10	4	10
			② 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について（詳細かつ確かな手法等が提案されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加算しない。			/	/	/	/	/	/
			1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について	5		0	1	3	3.6	5	5
			2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について	5		0	4.3	5	5	5	5
3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について			5	1		1	1	3.6	3.6	5	
③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加算しない。				/		/	/	/	/	/	
1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間（処理期間が短い場合に評価）			5	3		5	5	5	5	5	
2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針（依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評価）			5	3		1	3	3.6	5	5	
④ 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について（鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ確かな記載方針が提案されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加算しない。			10	3		3	3	6	7.3	7.3	
⑤ 鑑定評価能力向上のための取り組みについて ※業務実施方針について記載がない、または受講単位がない場合は評価しない。			10	10		10	10	10	10	10	
⑥ 当該評価対象地域内の鑑定評価作業において現地調査の留意事項について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加算しない。	10	6	6	6	6	5	10				
取組指針	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	(1) 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業）	プラチナえるぼし：5 3段階目：4 2段階目：3 1段階目：2 行動計画：1	5	0	0	1	1	1	1	
		(2) 次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん：5 くるみん（R4.4.1以降の基準）：4 くるみん（H29.4.1～R4.3.31までの基準）または トライくるみん：3 くるみん（H29.3.31までの基準）：2		0	0	0	0	0	0	
		(3) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	(4)		0	0	0	0	0	0	
		※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ、「プラチナくるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加点する。）									
合計					63	68.3	77	57.8	54.9	80.3	
順位					4	3	2	5	6	1	
特定							特定			特定	